

議案第 6 2 号

甲府市上九の湯ふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定について
甲府市上九の湯ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市上九の湯ふれあいセンター条例の一部を改正する条例
甲府市上九の湯ふれあいセンター条例（平成 1 7 年 1 2 月条例第 5 8 号）の一部
を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項中「別表に定める」を削り、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条
第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、市長の承認を受け
て指定管理者が定める。

別表中「利用料金」を「金額」に、「の料金」を「の額」に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

上九の湯ふれあいセンターの利用促進を図るため、利用料金に係る所要の改正を
行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する
理由である。